

(別記1)

畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

第1 事業概要

本事業においては、畜産物の生産者等（畜産を営む者、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。）をいう。以下同じ。）、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項の乳業を行う者をいう。）（以下「食肉処理施設等」という。）、輸出事業者が連携して輸出促進を図る体制である畜産物輸出コンソーシアムの設立及び運営を支援するものとする。

第2 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の欄の1の畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者を含む。以下「コンソーシアム」という。）は、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員とした組織をいい、1つのコンソーシアムでは、畜産5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52条）第2条に規定する牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳製品であって、国産生乳・乳製品を使用した製品に限るものとする。以下同じ。）をいう。）のうち原則として1品目を対象に、輸出促進に取り組むものとする。

1 コンソーシアムの構成員については以下のとおりとする。

- (1) 1つの食肉処理施設等は、1品目につき1つのコンソーシアムの構成員（コンソーシアムの設立が完了するまでの間においては、コンソーシアムを設立しようとする者。以下同じ。）となることができる。
- (2) 構成員となる食肉処理施設等は、原則として1つのコンソーシアムにつき1つとするが、同一都道府県内に主たる事務所等が所在する食肉処理施設等が複数存在する場合、1つのコンソーシアムにつき複数の食肉処理施設等を構成員とすることができるものとする。
- (3) 畜産物の生産者等は、家畜や畜産物の出荷先である食肉処理施設等が複数存在し、当該食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。
- (4) 輸出事業者は、輸出畜産物の仕入元である食肉処理施設等が複数存在し、当該

食肉処理施設等が各々コンソーシアムを構成している場合、該当するコンソーシアム全ての構成員となることができる。

2 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が、当該コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに以下の条件を満たしていること。

ア 牛肉：香港、台湾、米国及び欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下同じ。）のうちいずれかの国・地域向けの輸出施設認定を受けていること。

イ 豚肉：シンガポール又はタイ向けの輸出施設認定を受けていること。

ウ 鶏肉：以下のいずれかの要件を満たしていること。

①シンガポール又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

②香港又はベトナム向けの輸出施設認定を受けており、2018 から 2020 年のいずれかの年で、両国向け正肉を年間合計 10 トン以上輸出した実績を有していること。

なお、鳥インフルエンザ発生により輸出が停止となった日を含む場合は、輸出が停止するまでの正肉輸出実績÷輸出が停止するまでの日数×365 日が 10 トンを超える場合も本条件を満たしていることとする。

エ 鶏卵：以下のいずれかの要件を満たしていること。

①シンガポール向け認定農場由来の鶏卵を受け入れており、同国向けに輸出するために処理を行っていること。

②米国向けの輸出施設認定を受けていること。

オ 牛乳乳製品：過去 5 年間に於いて第 4 の 2 (5) に記載する国のうち、一つ以上の国に対して輸出実績を有していること。

(2) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めており、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

- (5) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であること。
- ※ <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

第3 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

- (1) 牛肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国・地域（以「輸出先国」という。）に対する輸出額のおおむね60%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (2) 豚肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (3) 鶏肉：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (4) 鶏卵：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね30%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。
- (5) 牛乳乳製品：本事業でPR活動及び販売促進活動を実施した輸出先国に対する輸出額のおおむね20%以上の増加とし、具体的に達成すべき目標値は事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 コンソーシアムの設立及び推進

コンソーシアムの設立及び推進のための協議会の開催。

2 輸出先国のマーケット調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題等の調査。

対象とすることができる輸出先国は、以下のとおりとし、3においても同様とする。ただし、対象輸出先国は、事業実施主体であるコンソーシアムの構成員である食肉処理施設等から輸出可能な国・地域に限ることとし、3においても同様とする。

(1) 牛肉：香港、台湾、米国、欧州連合

(2) 豚肉：シンガポール、タイ

(3) 鶏肉：香港、ベトナム、シンガポール、欧州連合

(4) 鶏卵：シンガポール、米国

(5) 牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア

3 コンソーシアムによるPR活動、販売促進活動の実施

コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の認知度向上やブランド化に向けた、セミナーの開催、展示会や有力品評会への参加、海外バイヤー・レストラン関係者等の産地への招へい等によるPR活動、具体的な販路開拓のための商機会の設定等の販売促進活動の実施。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

第4の事業の補助対象経費は別表に掲げるとおりとし、補助率は定額とする。

2 補助対象の上限

第4の事業の補助対象の上限は、コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、原則として以下のとおりとする。

ただし、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、生産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。

(1) 牛肉：20,000千円／コンソーシアム

(2) 牛肉以外：10,000千円／コンソーシアム

3 留意事項

- (1) 補助対象経費は、第4の事業を実施するために直接必要な経費であって、第4の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
- (3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第6の1に係る事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
 - ①委託先が決定している場合には、委託先
 - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施等の手続

実施要綱第3の生産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、提出時においてコンソーシアムの設立が完了していないときは、コンソーシアムの代表者となることを予定している者が、他の者を代理するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による提出のあった事業実施計画のうち、適当と認められるものについて、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により作成し、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出のあった都道府県事業実施計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該計画を生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、3により提出のあった都道府県事業実施計画について、内容を確認し、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長等に通知するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の通知に基づき、都道府県事業実施計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認することとする。

7 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1から6までに準ずる。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- (4) 補助金の増又は30%を超える減
- (5) 成果目標の変更

8 事業の着手

(1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づき交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 都道府県知事は、事業実施主体から(2)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

(5) 1のなお書により事業実施計画を提出した者は、事業の着手後すみやかにコンソーシアムを設立するものとし、設立が完了したときには、設立したコンソーシアムの概要を都道府県知事に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 実施要綱第5の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第3号により、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

2 第8の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するも

のとし、都道府県知事を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について都道府県知事を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第8 調査、報告及び指導

生産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第9 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 他のコンソーシアム等との協同・連携

事業実施主体は、第4の2に定める対象輸出先国への取組については、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び日本畜産物輸出促進協議会等との連携に努めるものとする。

別表（第5関係）

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。
旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としない。

需用費	<p>本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実演・サンプル等用原材料費（包装資材、食材費含む）、資材費、輸送費・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費</p>	<p>・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。</p>
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
賃借料及び使用料	<p>本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料</p>	<p>・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。</p>
委託費	<p>本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費</p>	
その他	<p>PR活動や販売促進活動の実施において必要な輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費</p>	